

●香川県告示第308号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定するので、同条第4項の規定に基づき公示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成22年7月27日から同年8月17日まで一般の縦覧に供する。

平成22年7月27日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 中徳三谷高松線（43号）
- 3 指定する道路

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高松市花園町1丁目19番4号地先から 高松市藤塚町2丁目16番5号地先まで	30.0	260